県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	南海トラフ地震等対策事業費補助金の拡充について	豊橋市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市	1
社会文教部会関係	2	指定障害福祉サービス事業者の申請者要件の厳格化と行政処分に伴う返還金の請求事務について	大府市	2
	3	ＤＶ被害女性等の一時保護入所要件の緩和及び母子ともに入所できる施設の整備について	新城市	3
	4	保育士確保に係る人材紹介サービス等利用に対する補助制度の創設について	稲沢市	4
	5	幼児教育の無償化に係る財政措置について	安城市	5
	6	愛知県精神障害者医療費助成制度の助成対象の拡充について	犬山市	6
	7	生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和について	一宮市	7
	8	小中学校における日本語指導教員の配置基準の見直しについて	知立市	8
	9	放課後子ども教室推進事業費補助金に対する支援について	一宮市	9
	10	スクールソーシャルワーカーの人的・財政的支援について	半田市	10
	11	特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級への人的配置について	豊橋市	11
	12	大府特別支援学校における病弱教育と肢体不自由教育の併置について	大府市	12
	13	学校給食費の徴収管理に係るシステムの共同開発について	稲沢市	13
	14	広域的な利用があるスポーツ施設の維持に対する補助制度の創設について	知多市	14
経済部会関係	15	中小企業・小規模事業者のための経営支援体制について	知多市	15
	16	三河港周辺における幹線道路の整備について	豊橋市	16
	17	「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の復活について	一宮市	17
	18	県管理河川における適正な管理について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	18
	19	衣浦港における物流機能・防災機能の強化について	碧南市	19
	20	道路標示の適切な補修について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	20

行政部会関係

1　南海トラフ地震等対策事業費補助金の拡充について

〔豊橋市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市提出〕

南海トラフ地震に備え、沿岸部の自治体においては、津波対策の推進が喫緊の課題となっております。

県は、先般県内２６市町村に対し津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域を指定したところであります。

また、津波災害警戒区域内で現在指定されている避難施設においても、津波防災地域づくりに関する法律に規定される指定避難施設の要件に則すよう避難施設の指定基準の見直しを行い、より専門的な知見から避難施設の安全性の確保を行う必要があります。

しかし、被害想定の大きな地域では、既に現行の事業により「南海トラフ地震等対策事業費補助金」を上限近くまで活用しているため、津波災害警戒区域指定に伴い実施する避難誘導支援事業等に十分な対策が取れない現状があります。

そうした中、愛知県では、平成２９年度に同補助金の補助要綱が改正され、緊急浸水・津波総合対策事業（補助率１／２）が廃止となり、地域防災力強化事業（補助率１／３）に統合され、補助率が引き下げられました。

ついては、県におかれては、**南海トラフ地震における甚大な被害が予測される沿岸部の避難対策をより推進するため、補助率の引き上げや、補助基準額の配分を定額から被害想定に応じた配分となるよう補助内容を拡充するよう要望します。**

また、浸水想定区域の既存施設について、津波防災地域づくりに関する法律に規定される指定避難施設の要件を調査する際の委託業務費用を補助対象とするよう要望します。

社会文教部会関係

2　指定障害福祉サービス事業者の申請者要件の厳格化と行政処分に伴う返還金の請求事務について

〔大府市提出〕

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、指定の取消しを受けてから５年未満の者と資本的に密接な関係がなければ、取消しを受けた者の親族からの申請や取消しを受けた者をサービス管理責任者とする法人でも申請ができます。

しかし、不正により指定の取消しを受けた者本人やそれと関わりの深い者が、指定取消し直後も障害福祉サービス事業者となることができることは道義的に理解しにくく、不適切だと考えます。

また、不正等により行政処分を受けた事業所への介護給付費の返還請求事務までの調整事務については、県の内規により、関係する市町村が１０以上の場合は県が、１０未満の場合は、関係市町村の中で取りまとめ市町村を決定し、調整を行っております。

しかし、関係する市町村が複数になる場合、不正事業所や関係市町との調整などの取りまとめは広域的な事務となり、１０未満の場合でも県の実施が効率的であります。

ついては、県におかれては、**指定障害福祉サービス事業者等の指定について、指定の取消しを受けてから５年未満の者と資本や戸籍上の関係がある者が除かれるよう条例に規定するなど、要件の厳格化を要望します。**

また、行政処分に伴う、不正事業所への返還金請求事務に係る不正事業所や関係市町との調整については、関係する市町村が複数である場合は、数の大小に関係なく広域的な事務として県が取りまとめをするよう要望します。

3　ＤＶ被害女性等の一時保護入所要件の緩和及び母子ともに入所できる施設の整備について

〔新城市提出〕

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であります。

ＤＶ被害者が一時避難をする場合、都道府県が設置している一時保護所或いは一時保護委託施設を利用することとなります。

一時保護所の入所には、同伴児童が一定の年齢に達していると母子で入所できない、集団生活に支障をきたすおそれのある場合に入所できないなど、一定の要件が設けられております。

この入所要件が精神的に不安定な状況の被害女性にとっては、一方的な条件として入所の決断を困難にさせている要因となっております。

結果として一時避難を断念するケースも少なくなく、被害女性等及び同伴児童がいる場合はその児童の身の安全の確保が困難となっております。

ついては、県におかれては、**ＤＶ被害女性等が速やかに一時保護所に入所できるよう、一時保護施設入所要件の緩和を要望します。**

併せて、母子ともに同じ一時保護所へ入所希望の場合は母子ともに入所できるよう施設の整備を要望します。

4　保育士確保に係る人材紹介サービス等利用に対する補助制度の創設について

〔稲沢市提出〕

働き方改革等女性活躍推進や幼児教育・保育の無償化などを背景に、近年、保育ニーズは大きな高まり見せております。

保育ニーズの高まりを受けて、保育園利用定員を確保又は拡大をしていくために、保育士の確保は喫緊の課題となっているところであります。

最近では、保育士養成学校卒業後の就職の際に、各園を対象とした就職活動を行わず、人材紹介サービスに登録し、就職先を斡旋してもらう学生が増加するなど、保育士の求職方法が多様化しており、今までの採用試験や募集を通じた保育士の確保が年々困難になっております。

また、臨時的に必要となった保育士の補充等、保育士を確保するためには、人材紹介サービスや人材派遣サービスの利用が必要不可欠な状態となっております。

しかし、人材紹介会社等利用の際の手数料は保育士の月収の数か月分と高額で、保育園の運営に大きな負担となり、安定的な保育サービスの提供に大きな影響を及ぼしている状況であります。

ついては、県におかれては、**公民関わらず、保育士確保に係る人材紹介サービス等利用の際の手数料を対象とする補助制度を創設するよう要望します。**

5　幼児教育の無償化に係る財政措置について

〔安城市提出〕

令和２年度以降の幼児教育の無償化に係る地方負担額については、消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分を活用することとなっております。しかしながら、この地方消費税交付金の増収分が教育無償化等に係る地方負担額を下回る場合においては、不足分を地方交付税で賄うこととされております。従って、普通交付税の不交付団体においては、地方消費税交付金の増収分で賄いきれなかった地方負担額を、市税など地方交付税以外の一般財源で賄うこととなります。

幼児教育無償化の財政措置については、「幼児教育の無償化に関する協議の場（通称ＰＤＣＡ協議会）」において、都市自治体の意見を十分に踏まえた制度となるよう、必要かつ十分な措置を講じるよう協議が継続されているところであります。

ついては、県におかれては、**幼児教育の無償化が国策として重要な少子化対策の１つであることから、国の責任において必要な地方財源を確保するべきであることを鑑み、交付団体・不交付団体に関わらず、無償化に伴い地方に新たな財政負担を生じさせることがないよう、不足分に対する交付金等の財政措置の実施を国に働きかけるよう要望します。**

6　愛知県精神障害者医療費助成制度の助成対象の拡充について

〔犬山市提出〕

県が行う精神障害者医療費助成制度では、精神障害者手帳１・２級所持者の精神疾患に係る入院及び通院は全額補助対象となっております。

疾患の重度化、長期化及び就労困難等の状況から、精神障害保健福祉手帳１・２級所持者の多くは低所得となり、経済的負担を理由に精神疾患以外の疾患において医療機関の受診を控えることにより、精神疾患の病状の悪化に繋がる事例も見受けられます。

このことから、犬山市では平成２６年度から精神障害者医療費助成については、精神疾患のみから全ての疾患の入通院医療費を補助対象としております。

県内においても、県補助に上乗せし、「精神疾患」のみから「全ての疾患」を補助対象とした補助を行っている市町村が今年度で５２団体と年々拡大している状況であります。

また、精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者及び障害者医療制度の多くの対象者は、６５歳を迎えた時点で後期高齢者医療制度に移行し、県補助制度の後期高齢者福祉医療（障害）の該当となり、全ての疾患の医療費助成が受けられることとなります。

一方、障害者医療制度では、全ての疾患を対象としていることから、年齢や障害の種類により不均衡が生じています。

ついては、県におかれては、**精神障害者医療制度においても、他の福祉医療制度と同様に県補助の対象範囲を精神疾患に限らず、全ての疾患に拡充するよう要望します。**

7　生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和について

〔一宮市提出〕

大規模地震が発生した場合、ライフラインに及ぼす被害は甚大かつ影響も広範な地域にわたるため、早期の地震対策は水道事業における最重点施策の一つであり、耐震化の推進は国土強靭化基本法のアクションプランにも規定されています。

従前から、災害拠点病院などの重要給水施設配水管路の耐震化については、事業の早期達成に向けて自己財源から支出して取り組んできたところでありますが、国の生活基盤施設耐震化等交付金における重要給水施設配水管整備の現行の交付金採択基準は、１０㎥当りの月平均水道料金１，１７３円、資本単価９０円/㎥以上であり、一宮市は１０㎥当りの月平均水道料金６５４円、資本単価７７円/㎥であることから、国の財政支援が受けられず、地震対策が加速できない状態です。

一宮市の基幹管路の耐震適合率は愛知県平均値の半分以下であり、県内の水道事業体においても、１０㎥当りの月平均水道料金では約５割の事業体が、資本単価では約３割の事業体が採択基準を満たしていない状況にあります。

現行の交付金採択基準を満たすための大幅な水道料金の値上げは、市民の理解が必要であり、短期間での対応は難しい状況です。また、資本単価については、老朽化した井戸や効率の悪い井戸などを廃止し、県営水道用水に切り替えて採択基準に近づけるよう水道事業体として経営努力しては継続していきますが、人口減少に伴い給水収益の増加は見込めず、交付金採択基準を満たすことは困難であります。

ついては、県におかれては、**生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和について国に働きかけるよう要望します。**

8　小中学校における日本語指導教員の配置基準の見直しについて

〔知立市提出〕

近年、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、増加傾向にあり、特に、知立市には、日本語指導の必要な外国人児童生徒の占める割合が高い学校がいくつかあり、こうした児童生徒に対するきめ細やかな指導、安心して学校に通うことが出来るような環境づくりに取り組んでいるところであります。

そのような日本語能力に課題のある児童生徒の指導のため、愛知県教育委員会からは独自の基準により日本語指導教員の加配がなされており、教育効果をあげているところであります。

しかし、小学校、中学校とも、日本語教育が必要な児童生徒が１０人以上でなければ配置されないとともに、小学校では、児童数１７１人以上の場合、教員数が９名の配当で頭打ちとなっております。しかしながら、本市では、今年度、日本語指導が必要な児童が２００人を超える学校が生じました。

そのような状況の中、新たな在留資格「特定技能」の創設がなされたことから、今後は外国人労働者の受入れが加速度的に増加することが想定され、日本語指導教員の必要性が更に高まってくることは明白であります。

ついては、県におかれては、**児童生徒数が１０人未満の小学校、中学校及び頭打ちの上限を超える学校に対する教員配置や、配置基準日以降の児童生徒数の異動を考慮し柔軟に対応するよう要望します。**

併せて、国に対して日本語指導教員の増加に向けた配置基準の見直しについて働きかけるよう要望します。

９　放課後子ども教室推進事業費補助金に対する支援について

〔一宮市提出〕

国は、平成３０年９月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとするとしております。

学校の施設を利用することは、児童が校外に移動することなく、放課後における安全・安心な居場所を確保することができます。また、新規施設を設置する必要が無いため必要経費を低く抑えることができ、更なる事業の促進が想定されます。

現在、一宮市において、市内全小学校で放課後子ども教室を実施しておりますが、エアコンが設置されていない特別教室を活用しているため、夏期は扇風機で対応しております。また、定員を増やすための教室を増設する場合も同様の対応を考えております。

しかし、放課後子ども教室推進事業費補助金予算の減額や、エアコンの設置費（施設修繕費）や教室増設時のエアコン購入費が補助対象となっていないことから、エアコンの設置による市町村の財政負担は大きく、整備が進んでいない状況です。

ついては、県におかれては、**開設初年度及び児童クラブと新たに一体型となる場合だけでなく、定員を増やすための教室を増設するなどの拡大の場合もエアコン設置費をはじめとした備品整備費が認められるよう県独自で補助対象を拡大していただくよう要望します。**

併せて、予算必要額の財源を確実に確保するよう、国に働きかけるよう要望します。

１０　スクールソーシャルワーカーの人的・財政的支援について

〔半田市提出〕

近年、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の抱える問題は多様化し、極めて憂慮すべき状況にある。

児童生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの活躍が期待されているところであります。

県においては、教育相談体制を整備するため、「スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金実施要領」により、スクールソーシャルワーカーの配置等に対し補助率１／３、補助上限額１市町村あたり８０万円が助成されております。

市においても、スクールソーシャルワーカーの配置拡大を目指しているが、市単独で人材確保を行うことが難しく、また、必要な人員を配置するためには、補助金だけでは不十分であり、自治体の財政的負担は大きなものであります。

ついては、県におかれては、**積極的にスクールソーシャルワーカーの活用ができるよう、県派遣制度のあるスクールカウンセラー同様に、人的支援として専門知識を有したスクールソーシャルワーカーの派遣を要望します。**

併せて、スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金の補助上限額を撤廃する等財政的支援を拡充するよう要望します。

１１　特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級への人的配置について

〔豊橋市提出〕

県では、平成２６年３月に愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）、平成３０年１２月には、第２期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン２０２３）を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでおります。

また、インクルーシブの考え方が浸透し、保護者の意向により、通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するケースが増えております。各自治体では、そういった通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒にもきめ細やかに対応することや、落ち着いた学習環境を保持し、学校・学級の安全・安心を確保することを目的として、独自の予算で「支援員」等を雇用し人的配置を行っているところでありますが、その数は十分とは言えません。多くの通常学級において担任が孤軍奮闘している状態です。

愛知・つながりプランを実現し、児童生徒の教育環境を充実させるため、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級への人的配置は必要不可欠であります。

ついては、県におかれては、**インクルーシブの考え方が浸透し、通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が多く在籍するようになっている現状を踏まえ、県費による支援員等の人的配置を行うよう要望します。**

１２　大府特別支援学校における病弱教育と肢体不自由教育の併置について

〔大府市提出〕

県内の特別支援学校については、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の５つの障害種への対応を基本に、比較的規模の大きい学校を県内の拠点に配置し、スクールバスによる送迎を行っております。

平成３０年度には、知的障害を対象とした大府もちのき特別支援学校の開校により、大府市・東海市・豊明市・東浦町の知的障害特別支援学校については長時間通学が解消されました。

また、令和４年度には、西三河南部地区において安城特別支援学校（知的障害）の過大化による教室不足の解消と岡崎特別支援学校（肢体不自由）への長時間通学の緩和を図ることを目的として、西尾市内に知的障害は西尾市、碧南市、肢体不自由は西尾市、碧南市、安城市を通学区域とした県内初の知肢併置の特別支援学校が開校されます。

しかし、半田市にあるひいらぎ特別支援学校に通う肢体不自由児については、通学区域が知多管内の５市５町と碧南市の広範囲に亘り、依然として長時間通学となっている幼児児童生徒もおり、不測の状況に対応できるかが危惧されています。

ついては、県におかれては、**複数の障害種に対応する西三河南部地区新設特別支援学校のように、県内の小児医療の中核的施設であるあいち小児医療保健総合センターに隣接し、県内の病弱及び重複障害の児童生徒の対応をしている大府特別支援学校において、同校の近隣自治体を通学区域として、小中高一貫して肢体不自由児を受け入れていただくよう要望します。**

１３　学校給食費の徴収管理に係るシステムの共同開発について

〔稲沢市提出〕

教員の長時間勤務の改善が課題となる中、国は、学校現場における業務の適正化に向けた通知において、学校給食費の会計業務に係る負担を軽減するため、地方自治体等による学校給食費会計業務の実施に向けた取組を推進しているところであります。

また、県の「教員の多忙化解消プラン」においても「学校給食費の徴収・管理業務の改善」について、市町村教育委員会への呼びかけを行っており、これを受け、稲沢市でも、市教育委員会が市内すべての小中学校の学校給食会計事務に当たるよう検討をしている状況であります。

しかし、市教育委員会で学校給食会計事務を実施した場合、大幅に事務が増加することになります。人件費の増加に加え、アレルギーを持つ児童生徒への対応等複雑な事務処理に対応する電算システムの導入が不可欠となるなど多額の経費がかかることが懸念され、学校業務からの速やかな切り離しの推進の妨げとなるものであります。

ついては、県におかれては、**学校給食費の公会計化に係る各市町村の費用負担を軽減し円滑に導入ができるよう、愛知県教育委員会主導で、学校給食費の徴収管理に係る情報共有を図るとともに、県内市町村によるシステムの共同開発及び運営のための組織を立ち上げるよう要望します**

併せて、組織運営、システムの開発費及び維持費等に対して財政支援をするよう要望します。

１４　広域的な利用があるスポーツ施設の維持に対する補助制度の創設について

〔知多市提出〕

スポーツ施設の多くは、各市相互の広域的な利用が行われています。

一方で、県内で数が限られる施設では利用が集中し、特に陸上競技場は、大会などの記録が承認されるには、競技場の公認が必要であるため、公認陸上競技場では全県的な大会等が集中します。本市の陸上競技場においても、土日祝日や、夏休みなどの多くの日程で、全県的な大会等が開催され、利用件数の約７割が市外の方の利用となっており、市民が自由に利用することが困難な状況にあります。

県内において、第２種公認以上の陸上競技場は、瑞穂陸上競技場、豊田市陸上競技場、知多運動公園陸上競技場の３箇所のみであり、本市の知多運動公園陸上競技場が第２種公認競技場として存続することは、県全体の陸上競技に関わる団体等から強く望まれています。

しかし、公認競技場として存続するためには、５年毎に公認更新のための施設改修や計測機器等の備品購入に多額の費用が必要となります。

全県的な利用が大半を占める施設の維持に要する多額の費用を、市単独での予算で行う事は財政的な負担が大きく、第２種公認陸上競技場として存続し続ける事が困難な状況になっております。

ついては、県におかれては、**県内全体のスポーツ振興や健康増進に寄与する、広域的な利用があるスポーツ施設を維持するため、改修や高額備品の購入に要する費用に対し、新たな補助制度を創設するよう要望します。**

経済部会関係

１５　中小企業・小規模事業者のための経営支援体制について

〔知多市提出〕

市町村の商工会においては、中小企業の経営支援について、商工会の経営指導員による窓口・巡回指導を行っているほか、専門家による金融や税務などに関する個別指導を定期的に行っています。

しかしながら、我が国の産業経済は、グローバリゼーションの進展や、ＡＩ・ＩｏＴや５Ｇなど革新的な情報通信技術の発展、自動車産業における電動化・自動運転の動きなど、急激かつ大きな変革期にあります。

こうしたなか、中小企業・小規模事業者においては、人手不足の深刻化や事業継承の問題などもあいまって、その経営環境は複雑さや厳しさを増しています。

このため、中小企業・小規模企業の経営支援にあたっては、より高度で専門的な相談･指導が行える体制の整備が必要です。

国は、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」において、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県によろず支援拠点を設置しております。

ついては、県におかれては、**商工会を中心として、よろず支援拠点を含む支援機関同士の連携を図り、身近な地域で、より高度で専門的な相談・指導が行える体制を整備するよう要望します。**

１６　三河港周辺における幹線道路の整備について

〔豊橋市提出〕

三河港は、完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を担っております。

三河港に集積する自動車産業等の企業がアクセス道路として利用する主要地方道豊橋渥美線と国道２５９号植田バイパスは、豊橋市と田原市や三河港を結ぶ主要な道路であり、災害時における第一次緊急輸送道路にも指定されております。

しかしながら、両路線とも交通量が多く、特に朝夕の通勤ピーク時には、慢性的な渋滞が発生しており、三河港周辺の企業からも渋滞の解消など課題解決の要望が出されているところです。

こうした中、国道２５９号植田バイパスにおいては、老津町沖田北西交差点から名豊道路大崎ＩＣ区間は、将来４車線を見据えた用地を確保しているものの暫定２車線での供用にとどまっております。

ついては、県におかれては、**三河港の物流機能の強化や災害時の安定した道路機能確保など三河港周辺企業の利便性の向上や、地域の活性化・強靭化を図るため、国道２５９号植田バイパスの暫定２車線区間である老津町沖田北西交差点から名豊道路大崎ＩＣ区間の４車線化の早期整備を要望します。**

１７　「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の復活について

〔一宮市提出〕

古くから下水道を整備してきた市町村では、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎える下水道施設の増加が見込まれ、一宮市では、５０年経過管渠延長は２１３ｋｍに達し、管渠の老朽化に道路陥没の発生が危惧されています。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会において下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について排出者が負担すべきとの考えが示され、国においては、５０年以上経過した下水道管渠を補助対象とした「下水道老朽管の緊急改築推進事業」制度は平成２９年度末で廃止となりました。

老朽化した下水道管渠による大規模な陥没事故の防止などの社会的リスクを低減し、安全で衛生的な市民生活を継続していくためには、都市インフラである下水道の計画的な改築更新は緊急の課題となっています。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、予算の確保が困難となり、下水道使用料の大幅な引き上げが必要となり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

ついては、県におかれては、**道路陥没を未然に防ぐため、緊急的な老朽管対策を実施できるよう平成２９年度に廃止となった「下水道老朽管の緊急改築推進事業」を復活させ、恒久的な制度となるように、国に働きかけるよう要望します。**

１８　県管理河川における適正な管理について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、
日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

河川において、土砂の堆積や樹木の繁茂等は、その流下能力を低下させるものであります。

県管理河川の堤防や高水敷などの河川区域における除草管理は、市占用道路及び緑道部分は道路管理者や公園管理者である市が行い、それ以外は河川管理者である県が行っております。県の行う除草管理は、堤防の状態の確認のためで、年１回の除草作業を行っています。一方、市では、利用者の安全や快適性を確保するため、必要に応じた回数、実施しております。

県と市では、除草の目的が異なるため、同じ区域や場所であっても、実施する時期や回数に差違があります。作業の効率性が悪く、地域住民の理解が得づらく、緑道など市民が利用する場所においては、同時期に行うことが、住民目線及び環境の面から高い効果が見込めると考えられます。

また、管理が行き届いていない河川は、局地的豪雨等により重大な災害を引き起こす危険があります。関連する河川内の樹木の伐採や堆積土砂の撤去については、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」として実施されておりますが、市内の県管理河川にも対策を必要とする箇所が多数存在します。

ついては、県におかれては、**県の管理する河川において、県と市の連携による河川の除草管理の実施及び実施に必要な予算を確保するよう要望します。**

併せて、河川内の樹木の伐採や堆積土砂の撤去を継続して実施するため、必要な予算を確保するよう要望します。

１９　衣浦港における物流機能・防災機能の強化について

〔碧南市提出〕

衣浦港は「ものづくり愛知」を支える知多・西三河地域の拠点港湾であり、中部圏のエネルギー供給拠点として重要な役割を果たすとともに、今後も新たな企業立地等による取扱貨物量の増加が想定されています。また、大規模地震時には耐震強化岸壁が緊急物資等の海上輸送拠点、さらに緊急物資対応後は衣浦港全体の物流機能の早期回復及び地域産業の事業継続のための拠点として位置づけられ、重要な役割を担う事となります。

しかしながら、衣浦港は南北に長い水域を有し、貨物を取り扱うふ頭が東西に分断されており、物流拠点が広範囲に点在していることや、ふ頭用地が不足しているため、非効率な荷役形態を強いられています。また、近年の新たな企業立地等による取扱貨物量の増加により、ふ頭用地や荷役作業者の不足はますます深刻化しており、ふ頭機能の再編は喫緊の課題であります。

さらに、巨大地震発生時において、衣浦港内の耐震強化岸壁は、衣浦港周辺の背後圏人口から必要と考えられる施設量が不足しています。また、物流機能の早期回復、企業活動の早期再開を図るためにも、耐震強化岸壁の整備が望まれるところであります。

ついては、県におかれては、**衣浦港全体の効率的かつ効果的なふ頭機能の再編による物流機能の向上及び耐震強化岸壁の整備による大規模地震への防災機能向上を図ること、その為に衣浦ポートアイランドにおけるマイナス１２ｍ岸壁の耐震強化岸壁を始めとした公共ふ頭および臨港道路整備の早期の事業化を要望します。**

併せて、衣浦港につながる重要物流道路等の道路網の整備について要望します。

２０　道路標示の適切な補修について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、
日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

道路の路面標示については、道路管理者が所管する道路法に基づく区画線（停止指導線、白色の中央線、外側線等）及び公安委員会が所管する道路交通法に基づく道路標示（停止線、横断歩道、黄色の中央線等）があります。

道路標示については、道路管理者である市は、所管する市道の工事に伴う、道路掘削後の舗装復旧時の引き直しなどの一部を除いて、経年劣化等による修繕、引き直しはできないとされております。

住民から路面標示についての修繕要望が道路管理者である市に寄せられます。しかし、道路管理者である市が所管する区画線ではなく、公安委員会が所管する道路交通法に基づく道路標示であることも多く、管轄が異なるため当該要望を市から公安委員会に連絡し、対応しているため、要望した箇所の補修に手間と時間を要しているところであります。

ついては、県におかれては、**交通安全対策を推進するに当たっては、地元自治体と警察署、県警本部との連携・情報共有がより緊密に図られることが重要であることから、道路標示の補修に関して、道路管理者と公安委員会の間で費用負担等の協定を締結し、公安委員会の了承を得た上で道路管理者による道路標示の修繕（新設は除く）を可能とするよう要望します。**